

一獲千金狙う博多商人

「日本永代藏」〔元禄元(1688)年刊〕巻四の二「心を墨込む古筆屏風」には、長崎商いで一獲千金再起を狙う博多の商人、金屋某を描いています。50両も持つて、長崎商いに参加できないとあります。

前回、そのような状態になるのは、「市法貨物商法」だと紹介しましたが、もう少し詳しく説明します。(以下、「国史大辞典」を

江戸時代の初めには、生糸や反物・薬種などの輸入品の代価として、主として銀(子銀・灰吹銀・銀道具類)が日本からの輸出

森田 雅也

参考)

品に当てられていまし

たが、その数量が次第に増加し、特に明暦元(1655)年の糸割符制度の廃止から、とても多量の銀が輸出されました。

その結果、国内使用銀の不足が懸念されるようになります。そこで幕府は、新たに派遣した長崎奉行の牛込忠左衛門を中心に貿易制度の大改革を試み、寛文12年市法貨物商法が成立するのです。

持銀高の調査を行い、それに応じて長崎の貿易商人各自の輸入可能額を規定しました。そうなると、金屋某の場合は、江戸時代の長崎貿易において、寛文12(1652)年から貞享元(1684)年に至る13年間、唐船と出島のオランダ商館などを対象に行つた貿易制度の一形態です。「市法売買」

逆に、この規定を受けた商人は、市法商人あるいは貨物商人と呼ばれ、輸入活動を公認された商人となって、自由に長崎貿易に参加できるのです。前回にも述べたように、目の前に、唐紙・薬種・鮫皮・諸道真など、並ぶ舶来品の宝の山を見ても、金属は手出しができないのです。

は、長崎奉行と連携していた、五カ所(江戸・京都・大阪・堺・長崎)の貨物商人でした。この話の中でも羽振りのいい商人として、わざわざ、京や堺の商人を名指してあげます

難波西鶴と 海の道

【47】

長崎商い参加できない

幕府は五カ所の大商人を軸として貨物商人を組織化し、そこからそれぞれ貨物目利・札宿老その他役人を選出し、渡来品の品質の吟味・評価・入札・輸入価格の決定まで独占させていました。

金屋は、五カ所ではない博多商人です。さうに資本も足りません。それではどうやって成功を収めたのでしょうか。次回に続ります。

當時、特に長崎貿易を牛耳っていた商人

(関西学院大学文学部文学言語学科教授)